

参 考 資 料

〔消費課税（地方税）〕

令和 4 年10月26日（水）

総 務 省

消費課税（地方税）の概要

税目等		課税対象	令和4年度 収入見込額
地方税収入計		—	億円 413,073
消費課税計		—	99,215
道府県・消費課税計		—	87,102
地方消費税		資産の譲渡等	59,167
道府県たばこ税		製造たばこ	1,446
ゴルフ場利用税		ゴルフ場の利用	407
軽油引取税		軽油の引取り	9,307
自動車税		自動車	16,765
鉱区税		鉱区	3
狩猟税		狩猟者の登録	7
市町村・消費課税計		—	12,113
軽自動車税		軽自動車等	3,118
市町村たばこ税		製造たばこ	8,819
鉱産税		鉱物の掘採事業	18
入湯税		鉱泉浴場における入湯行為	158

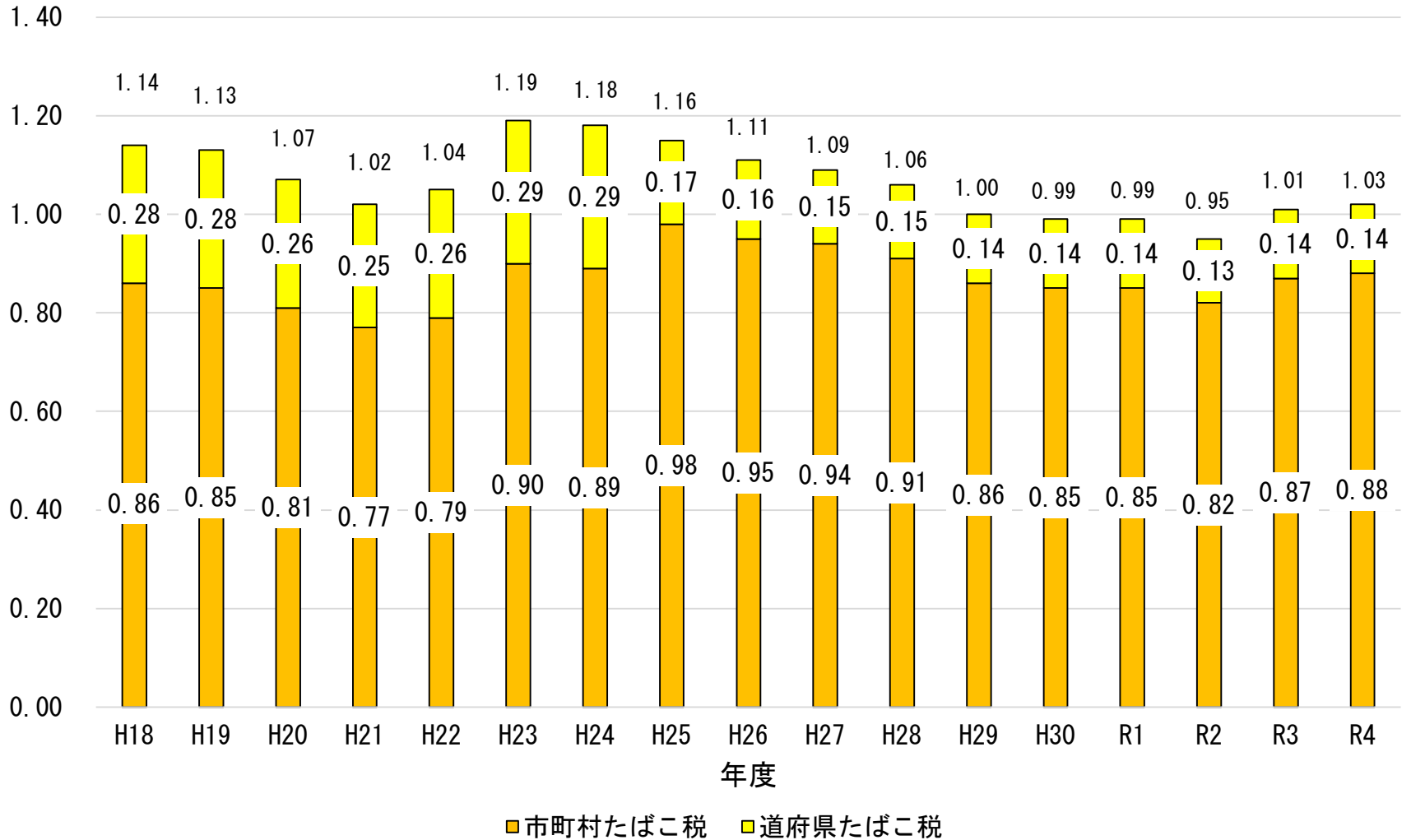
（注）「令和4年度収入見込額」は、令和4年度地方財政計画額である。

地方のたばこ税（道府県たばこ税及び市町村たばこ税）の概要

1. 課税団体	小売販売業者の営業所等所在の道府県及び市町村												
2. 課税客体	売渡し等に係る製造たばこ												
3. 納税義務者	製造たばこにつき、小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者												
4. 課税標準	売渡し等に係る製造たばこの本数												
5. 税率 (円／1,000本)	(R4. 10. 1時点) <table> <tr> <td>地方のたばこ税</td><td>7,622円</td></tr> <tr> <td>道府県たばこ税</td><td>1,070円</td></tr> <tr> <td>市町村たばこ税</td><td>6,552円</td></tr> </table> (参考) <table> <tr> <td>国のたばこ税</td><td>7,622円</td></tr> <tr> <td>たばこ税</td><td>6,802円</td></tr> <tr> <td>たばこ特別税</td><td>820円</td></tr> </table>	地方のたばこ税	7,622円	道府県たばこ税	1,070円	市町村たばこ税	6,552円	国のたばこ税	7,622円	たばこ税	6,802円	たばこ特別税	820円
地方のたばこ税	7,622円												
道府県たばこ税	1,070円												
市町村たばこ税	6,552円												
国のたばこ税	7,622円												
たばこ税	6,802円												
たばこ特別税	820円												
6. 徴収方法	申告納付												
7. 税収	9,505億円（令和2年度決算額） 道府県たばこ税 1,335億円 市町村たばこ税 8,171億円												

地方のたばこ税収の推移

(兆円)

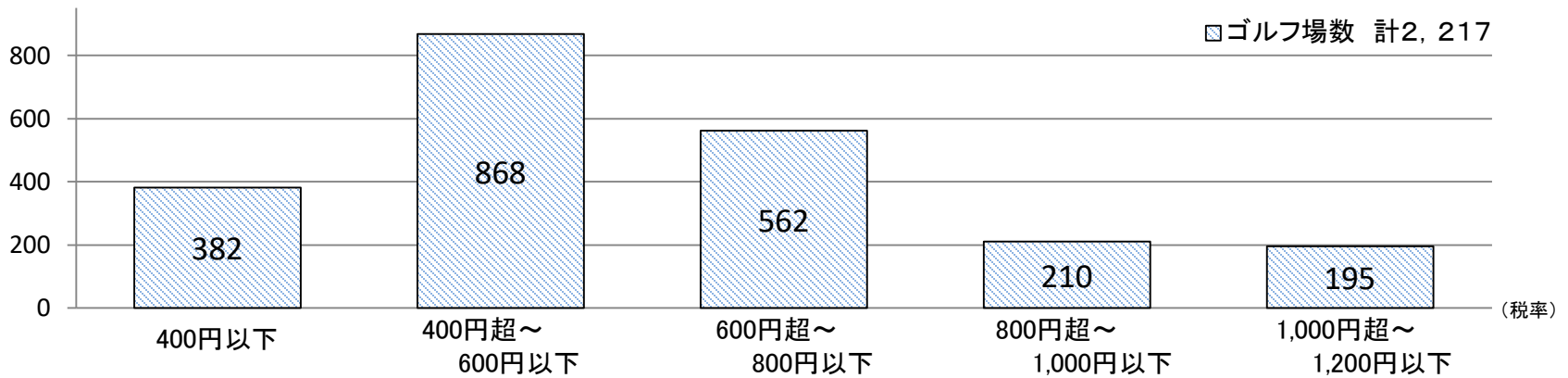


※令和2年度までは決算額、令和3年度は決算見込額、令和4年度は地方財政計画額。

ゴルフ場利用税の概要

項 目	内 容
1. 課税主体	都道府県 ⇒ 税収の <u>10分の7</u> をゴルフ場が所在する <u>市町村に交付</u> (令和2年度:891市町村)
2. 納税義務者	ゴルフ場の利用者
非課税(平成15年度創設)	18歳未満・70歳以上・障害者、国体・国際競技大会のゴルフ競技(公式練習を含む)や学校の教育活動
3. 税率	標準税率:1人1日につき800円(制限税率:1,200円) ※ 都道府県は、ゴルフ場の整備状況等に応じて、税率に差を設けることができる。 ※ 令和2年度の平均税額:631円(非課税者を除く。)
4. 税収 (令和2年度決算額)	394億円(うち市町村への交付金額:273億円)

<参考>ゴルフ場利用税の適用税率ごとのゴルフ場数



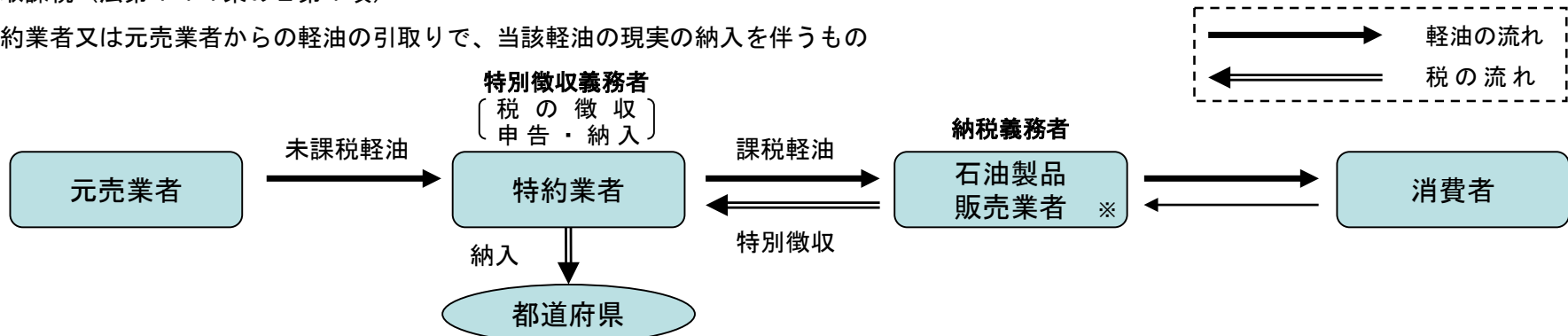
※(一社)日本ゴルフ場経営者協会資料より

軽油引取税の概要

項 目	内 容
1. 課税主体	都道府県
2. 課税客体	元売業者又は特約業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの
3. 納税義務者	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者
4. 課税標準	軽油の数量
5. 税率	一定の税率 1キロリットルにつき32, 100円（当分の間。本則は1キロリットルにつき15, 000円。）
6. 交付金	指定市を包括する道府県は、軽油引取税の税収の90%について、その道府県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道及び都道府県道の面積等に基づいてあん分した上で、指定市に交付（1, 281億円：令和2年度決算額）
7. 税収	9, 101億円（令和2年度決算額）
8. 沿革	昭和31年 創設（昭和32年、34年、36年、39年に税率引上げ） 昭和51年 特例税率（いわゆる暫定税率）を導入（昭和54年、平成5年に税率引上げ） 平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、用途制限を廃止 平成22年 特例税率（いわゆる暫定税率）が廃止され、当分の間、平成21年度の税率水準を維持 揮発油価格高騰時には、軽油引取税の税率の特例規定の適用を停止する法的措置を創設 平成23年 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置を停止

○引取課税（法第144条の2第1項）

特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの



※特約業者が販売業者に軽油の販売を委託している場合、販売業者が消費者に軽油を引き渡した時点で、軽油の引取りが行われたこととなる。